

株式会社ビューティトップヤマノについて

1 企業概要

- 企業名 株式会社ビューティトップヤマノ
- 所在地 東京都中央区新川1-18-11
- 事業内容 美容業

2 指導経過

平成17年12月5日	法第46条第1項に基づき、飯田橋公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を发出
平成18年1月1日～	雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
平成19年12月3日	雇入れ計画の適正実施勧告を发出
平成20年12月15日	雇入れ計画作成命令を再度发出
平成20年12月15日	雇入れ計画の適正実施勧告を发出
平成20年12月31日	雇入れ計画の期間満了
平成21年1月1日～	2回目の雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
平成21年4月～	特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成21年12月）
平成21年12月18日	本省において直接指導を実施 （これ以降も労働局、安定所による継続的な指導を実施）

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者の若干数の採用が行われたものの、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇用が進まず、平成22年1月1日現在の実雇用率が0.49%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H17.6.1	289人	0人	0.00%	5人
H18.6.1	341	2	0.59	4
H19.6.1	359	2	0.56	4
H20.6.1	424	2	0.47	5
H21.6.1	431	2	0.46	5
H22.1.1	408	2	0.49	5

(注1) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

(注2) 平成22年1月1日以降の取り組みにより、3月23日現在、障害者の数は5人となっているが、実雇用率1.25%、不足数2人であり、依然として未達成である。